

令和 8 年度

札幌市ジャンプ競技場等管理運営 業務計画書

令和 8 年度につきましては、「札幌市ジャンプ競技場等管理運営業務計画書（令和 5 年（2023 年）4 月 1 日～令和 10 年（2028 年）3 月 31 日）」に基づき、同計画で掲げました 3 つの重点目標に沿った以下の基本方針及び主な取り組みを進める中で、引き続きサービス水準の維持向上、安定的かつ継続的なサービスの提供など適正かつ円滑な管理運営に努めてまいります。

また、管理運営業務の基本的事項につきまして、併せて以下のとおり一部変更いたします。

<重点目標>

- 1 安全安心かつプロフェッショナルな管理運営の遂行
- 2 オリパラ理念の普及浸透とウインタースポーツの魅力発信の強化
- 3 施設の特性を生かした来札観光客の誘致促進と観光まちづくりへの寄与

I 基本方針

安全な大会運営や施設利用者の安全の確保など安全管理をより徹底するために、職員の知識・技術レベルの向上や安全意識を高める取り組みを行うとともに、老朽化が進む施設の安全性や機能性等を維持し安定した運営を行ってまいります。

また、来場者増に向けて、アクセス改善などの短期的施策を実施するとともに、ホームページの言語化や海外販売サイトとの連携、インフルエンサーの活用など SNS による情報発信等を進めることで、インバウンドを含めた来場者数の底上げを図ってまいります。さらに、中長期的には札幌市のジャンプ競技場改修計画の動向等を踏まえ、観光施設としての認知度向上、来場促進等に向けた施策を継続して進めていきたいと考えております。

Ⅱ 主な取り組み

1 安全安心かつプロフェッショナルな管理運営の遂行

乗降時の動向観察や手順の確認を強化するなど基本を徹底するとともに、インバウンド利用者への対応も含めたスタッフ教育・指導を通じ安全意識の向上を図ることで、安全運行を確保に努めてまいります。

2 オリパラ理念の普及浸透とウインタースポーツの魅力発信の強化

オリパラ教育につきましては、68校（計75回）の小学3年生を対象に実施する予定であります。

また、ミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピック・パラリンピックに関連した特別展示を開催することで、オリパラ理念の普及浸透等を図ってまいります。

さらに、令和7年度に体験装置等の更新が行われましたことから、上述した展示も含め、積極的にPRを行い、利用者増加に繋げてまいります。

3 施設の特性を生かした来札観光客の誘致促進と観光まちづくりへの寄与

既存の路線バスに加え他の観光施設とのアクセス連携を実施予定であり、アクセス改善による来場者の増加を図ってまいります。また、テレビ番組との連動企画やSNSを活用した情報発信を継続するとともに、自主イベントの「スポフェス」および「大倉山冬花火」の継続開催等を通じ、観光施設としての認知度向上とファン層の拡大を進めてまいります。

Ⅲ 令和8年度からの変更点について

2 「Ⅳ（6）施設の利用概要（供用期間・開場時間、使用期間・使用時間、使用料）」について

（1）ジャンプ競技場の利用概要

札幌市ジャンプ競技場条例に基づく、ジャンプ競技場の供用期間・開場時間及び有料施設の使用期間・時間について、以下のとおり変更いたします。

ア 供用期間・開場時間及び有料施設の使用期間・時間

大倉山ジャンプ競技場については下記のとおり変更します。なお、宮の森ジャンプ競技場と荒井山ジャンプ競技場については変更ございません。

（以下、赤字が変更箇所）

区分			大倉山ジャンプ競技場	
競技場	供用期間・開場時間		4/1～ <u>21</u> （冬期）	9:00 ～17:00
			4/ <u>22</u> ～6/30（夏期）	8:30 ～18:00
			7/1～9/30（夜間延長営業）	8:30 ～20:30
			10/1～31（夏期）	8:30 ～18:00
			11/1～3/31（冬期）	9:00 ～17:00
	休場期間		（注2）なし（年中無休）	
有料施設	使用期間・時間	（注1）ジャンプ台	6/1 ～10/20	9:00
			12/1～3/31	～ 21:00
		運営本部	上記供用 期間・開場時間の 7/1～9/30 以外の区分に同じ ※7/1～9/30 8:30 ～18:00	
		観覧フィールド		
		エントランス 広場ステージ		

- 札幌市ジャンプ競技場条例に定める大倉山ジャンプ競技場の供用期間及び開場時間を4月22日から10月31日までを午前8時30分から18時00分とします。また、そのうち7月1日から9月30日については、午前8時30分から20時30分とします。なお、利用者から営業時間延長の要望があった場合は、双方協議の上、営業時間を延長する場合があります。
- 競技場の閉場時刻を超過して有料施設の使用承認を行った場合は、当該競技場の閉場時刻を当該使用承認の終了時刻まで延長します。

（注1） 融雪及び降雪の気象状況により、雪張ネット着脱作業の実施時期に影響があるため、使用期間の開始に遅れが生じる可能性があります。使用者である（公財）札幌スキー連盟と連携を密にしながら対処します。

（注2） 施設の整備等、やむを得ない場合は休場する場合があります。

イ 有料施設等の利用料金

札幌市ジャンプ競技場条例第5条（使用料）別表4及び別表5並びに備付物件の使用に定める使用料は下記のとおりとします。※ジャンプ競技場部分の備考10を削除。大型映像車部分の「競技場以外で使用する場合」を削除

区分			使用料			
			単位		金額	
					入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合
大倉山ジャンプ競技場	ジャンプ台	ジャンプ競技に使用する場合	1日につき		31,000 円	101,100 円
		その他の催物に使用する場合			239,200 円	478,500 円
	運営本部	会議室	1時間につき		1,000 円	
	観覧フィールド		1日につき	50平方メートル	3,300 円	
				50平方メートルを超える部分	10平方メートルにつき660 円	
	エントランス広場ステージ		1日につき		19,900 円	
宮の森ジャンプ競技場	ジャンプ台	ジャンプ競技に使用する場合	1日につき		31,000 円	101,100 円
		その他の催物に使用する場合			239,200 円	478,500 円
	観覧フィールド		1日につき	50平方メートル	3,300 円	
				50平方メートルを超える部分	10平方メートルにつき660 円	

- 「1日」とは、使用時間（有料施設に定める使用時間をいう。以下同じ。）をいいます。
- 営利又は営業の目的で使用する場合は、「入場料の類を徴収する場合」に区分します。
- 運営本部、観覧フィールド又はエントランス広場ステージをジャンプ台と併用して使用する場合は、この表の規定にかかわらず、ジャンプ台以外の施設の使用料を無料とします。
- 使用時間を経過し、又は繰り上げて使用することを市長が認めた場合は、当該超過又は繰上時間1時間までごとにつき、1時間当たりの使用料を3割増した額を加算します。
- 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。
- 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用した場合は、市長が定めるところにより、その実費相当額を徴収します。
- 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなします。
- 使用面積が単位面積に満たない場合であっても、当該単位面積を使用したものとみなします。
- 荒井山シャンツェの使用料は、無料とします。

＜大型映像車＞

区分		使用料		
		単位	金額	
			入場料類を徴収しない場合	入場料類を徴収する場合
大型映像車	ジャンプ競技に使用する場合	1 時間	3,100 円	6,200 円
	その他の催物に使用する場合		11,300 円	22,600 円
テレビ映像中継装置 (大倉山ジャンプ競技場のみ)		1 回	197,000 円	

- 1 「1 回」とは、市長が別に定める使用単位をいいます。
- 2 午後 9 時を超過し、又は午前 9 時を繰り上げて大型映像車を使用することを市長が認めた場合の使用料は、当該超過又は繰上時間 1 時間までごとにつき、この表の使用料を 3 割増した額とします。
- 3 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなします。
- 4 使用料の額に 10 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。
- 5 大型映像車の場外貸出については、令和 8 年 4 月 1 日以降当面の間中止いたします。

（２）札幌オリンピックミュージアムの利用概要

札幌オリンピックミュージアム条例に基づく、開館時間及び有料施設の使用期間・時間については下記のとおりといたします。 ※イの表の備考５を削除

ア 開館時間及び有料施設の使用期間・時間

区分			ミュージアム	
開館時間			4/ <u>22</u> ～10/31（夏期）	9:00～18:00
			4/1～4/ <u>21</u> 11/1～3/31（冬期）	9:30～17:00
休館日			月１回程度メンテナンスによる休館日あり（注１）	
有料施設	使用期間・時間	多目的ホール（３階） ライブラリー（２階） シアター（１階） エントランスホール（１階）	上記開館時間の区分に同じ	上記開館時間の区分に同じ

（注１）展示品の入替、特別展示やイベントの準備等に必要なとなる休館日の設定について、今後検討を行い札幌市と協議させていただきます。

イ 有料施設等の利用料金

区分	観覧料	
	単位	金額
個人	１人１回	670 円
個人（満 65 歳以上の者）		500 円
団体（15 人以上）		610 円
指定管理者が定める共通利用券		435 円

- 1 中学生以下は、無料とします。
- 2 団体は、１５人以上とします。
- 3 「１回」とは、展示室の入場から退場までをいいます。
- 4 共通利用券とは、市内観光施設との共通利用促進を目的とした場合の観覧料。